

Ⅱ－７ 農業用施設災害関連事業とその解説

§ 1 災害関連事業の要旨

農地農業用施設の災害復旧事業は暫定法及びその関係法令に基づいて実施され、その復旧事業は被災農地等の従前の効用回復を限度としています。従って農地復旧においては従前の効用回復を行っただけで十分ですが、農業用施設にあつては単に従前の効用（利用上の機能と従前の安定性）を回復しただけでは再度災害を被むるおそれがあるものも少なくありません。もし再度災害を被った場合は、その復旧に対する農業者負担が繰返されることになり、農業者の生活の安定は期し難いことは勿論のこと、農業用施設は単に農業に使用するだけでなく、何等かの形で不特定多数の住民の防災的性格をもっているため、国土保全の面からも再度災害は防止しなければなりません。

従って、このような農業用施設が被災し、被災の原因、地形地盤等の変動等被災後の状況変化並びに被災施設に関連する残存施設の状態等を勘案した場合、単に復旧事業により効用を回復しただけでは近い将来再度災害を被むるおそれがあれば、被災部分と関連する隣接残存施設等を改築又は補強する工事、将来起り得る現象に対応できる安定度を持たせる工事を復旧事業と併せて行えば非常に効果的であり、また非常に経済的です。このように復旧事業に併せて行う再度災害防止に必要な事業を災害関連事業といいます。

災害関連事業の国庫補助はその事業主体が都道府県の場合は直接補助、市町村、その他の団体又は共同施行者が行う事業に対して間接補助を行うこととしています。

補助金は「農地防災事業等補助金交付要綱」によって交付されます。補助率は普通災害の場合は50%ですが、激甚災害に指定された災害については暫定法災害復旧事業費と同様な嵩上げが適用されます。

なお、関連事業費の積算は復旧事業と同様、事務取扱要綱第8の規定により算出します。

§ 2 農業用施設災害関連事業の実施について

	昭和40年 9月10日	40農地D第1129号
改正	昭和47年 5月15日	47農地A第 813号
	〃 昭和47年 8月 1日	47農地D第 534号
	〃 昭和53年 7月 5日	53文 第 261号
	〃 昭和54年 5月30日	54構改D第 202号
	〃 昭和59年 9月14日	59構改D第 288号
	〃 平成 9年 4月 1日	9 構改D第 270号
	〃 平成12年 4月 1日	12構改D第 244号
	〃 平成13年 1月 5日	12構改A第 964号
	〃 平成13年 4月10日	13農振 第 244号
	〃 令和 2年 3月30日	元農振 第3685号
	〃 令和 3年 4月 1日	2 農振 第3510号
	〃 令和 4年 4月 1日	3 農振 第2934号

(農林事務次官から各地方局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事あて)

1 計画概要書等の提出

都道府県知事は、災害復旧事業に併わせて災害関連事業（以下関連事業という。）を実施しようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下計画概要書等という。）に別記により関連事業の計画概要を記載して地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、以下3及び5の（1）において同じ。）に提出するものとする。

ただし、災害復旧事業として計画概要書等を提出したもののうち関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該計画概要書等をもって関連事業の計画概要を記載したものとみなす。

国庫補助を受けて関連事業を実施しようとする場合は、やはり復旧事業と同様に申請行為が必要です。しかしながらこの事業は他の事業と異なり単独で行う事業ではなく、あくまで復旧事業と併せて実施する性質のものであり単独で申請することはできません。即ち、関連事業は再度災害防止に必要な構造、工法による施設を造成するのに要する費用から災害復旧事

業のところ述べてとおり「災害一人歩き」により単独で効用回復を成し得る復旧事業費を差引いた額、つまり差額関連を原則とするため関連事業自体の工事量を取り出すことは困難です。

従って、災害復旧事業を申請する際、併せて関連事業を実施しようとする場合は復旧事業の計画概要書の中に前述の再度災害防止に必要な全体の設計と査定要領の工法に基づく復旧工事の設計の2つを記載し、総括表にその差額を関連事業費として計上しておく方法をとります。

ただし、申請の際すべて復旧事業で実施できるものと考え、関連事業費を計上していなかったもので災害査定の際で申請内容の一部が関連事業に廻された場合は、当初から関連事業費が計上されていなくても差し支えありません。

2 関連事業の調査

関連事業の調査については、災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長及び沖縄総合事務局長はその結果をとりまとめ箇所別調書（別紙様式第1及び第2）を作成し、これを現地調査終了後、遅滞なく、農村振興局長に報告するものとする。

3 関連事業の審査等

地方農政局長は、計画概要書及び箇所別調書により当該関連事業について審査の上、予算の範囲内において事業の採択及び事業費の決定を行い、その結果を都道府県知事に通知するものとする。

関連事業費は災害査定の際、災害事業と併せて同時に調査しますが、現地において決定するものではなく、その調査資料に基づいて、農林水産、財務両省間で各箇所毎に協議し、関連事業採択基準に該当するものの中から、予算の範囲内で採択し、地方農政局長から都道府県知事に対し事業費決定の通知をします。

4 関連事業採択の要件

関連事業として採択するには原則として、次の各号に掲げる条件の全てに適合するものとする。また、別紙農業用施設災害関連事業採択基準に掲げる工種については、同基準に適合するものでなければならない。

- (1) 当該関連事業における工事費が200万円以上で、かつ、施行する災害

復旧事業費の工事費を超えないこと

一箇所当たりの関連工事費は200万円以上で、しかも親となる災害復旧工事費（本災）以下ということを原則としていますが、一箇所の工事費が200万円以下あるいは、本災の工事費を上廻るものでも、災害関連事業を併せ行うことによってその事業が非常に効果的となる場合は採択することができます。取扱上200万円以上で本災の100%以下のものをA項関連、その他のものをB項関連と呼んでいます。

工種別の実施内容について別紙農業用施設災害関連事業採択基準に合致するか否か判断に迷う場合には、事業実施主体は審査前の早い段階で都道府県や地方農政局に相談することが重要です。

(2) 当該施設について他の改良計画がないこと。

災害復旧事業と合併施行する改良事業がある場合は、再度災害防止に必要な補強は合併する他事業で行うこととし、原則として関連事業としては行いません。

(3) 事業効果が大であること。

災害復旧事業に関連事業を併せて施行することによって、構造物の安定性、耐用年数等が、増大するものでなければなりません。

5 事業計画の変更

(1) 都道府県知事は、3の規定により災害関連事業の事業費の決定通知を受けた計画概要書等について、これらの内容に変更（次項に定める軽微な変更を除く。）を加えようとするときは、変更後の計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

災害復旧事業と関連事業を分離して設計することは困難なため、災害復旧事業と併せて計画概要書を提出し、地方農政局長から関連事業の事業費の決定通知を受けた場合は、その計画概要書をもって事業の実施にあたります。

- (2) 前項の軽微な変更とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定を準用するものとする。

この災害関連事業計画概要書、又は、この規定により地方農政局長の承認を受けた災害関連事業変更計画概要書を事業実施に伴って内容の変更を行う場合は、規則第3条の規定に準じて行います。

なお、災害復旧事業と関連事業と合併施行する場合の事業費の変動は了解事項第1の8により処理します。（了解事項「合併事業費の変動」参照）

- (3) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更の内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨報告するものとする。

6 関連事業の増破等の取扱い

- (1) 関連事業が未着手の場合において、既存の施設に新たに災害が発生し、当該被災施設が新たに災害復旧事業の対象となったときは、当該被災施設に係る関連事業は廃止する。

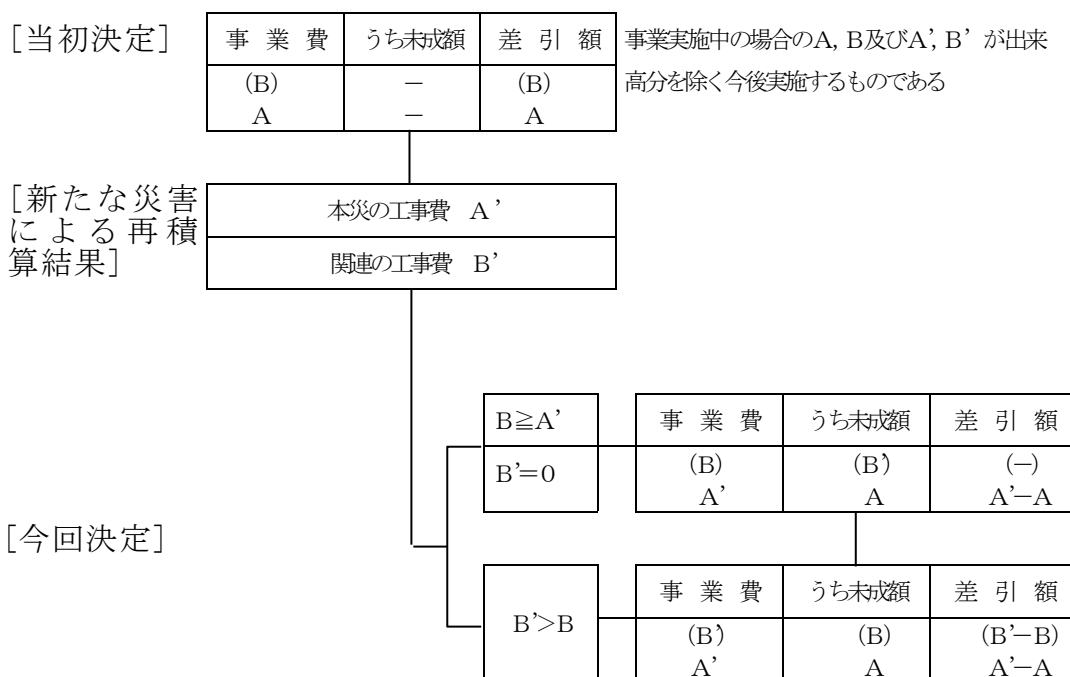
前災によって採択されていた関連工事が未着手の段階で、既存施設が新規災害によって増破し、関連工事として採択された部分が被災した場合は関連工事は廃工とし、災害復旧事業として採択します。即ち前災の部分関連として採択されていた部分が被災した場合は新たな被災部分は災害復旧工事とします。

前災の差額関連として採択されていたものについては、新たな災害による増破及び状況変化を考慮して災害復旧費及び必要な関連工事費を積算し、前災の関連工事費が再積算による関連工事費を上回る場合の差額は本災に、再積算による関連工事費が前災の関連工事費を上廻る場合は前災の関連はそのままとし差額は後災の災害関連とします。

- (2) 関連事業の実施中において、当該事業計画を根本的に再検討を要する災害が発生した場合には、当該関連事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな関連事業計画（復旧事業としての要件を備えている場合には、災害復旧事業計画。以下同じ。）により行うものとする。

なお、従前の関連事業における工事費のうち、新たな災害発生時の出来高で打切り、積算した残額については新たな関連事業における工事費のうち未成額とする。

災害関連工事の施行中に災害が発生し、原施設の増破、状況変化が著しく、前災の復旧計画を根本的に変更する必要がある場合は新たな災害による状況変化に基づいて災害復旧費並びに災害関連工事費を積算し、前災の関連工事は後災害発生直前の出来高分だけを実施済とし、残額は後災害の災害関連工事のうち未成額とします。もし後災に災害関連がない場合は残額は本災にとり込まれ、また後災の関連工事費より前災の残額の方が大きい場合は後災の関連工事は全額前災の関連工事費で実施するものとし、超過分は本災にとり込まれます。



- (3) 関連事業に係る施設が位置を変更する場合には、新たな災害による原位置の施設についての増破額は関連事業の未着手、実施中を問わず新たな復旧費の積算はしないものとする。

例えば二つの頭首工を統合して、統合堰をつくる場合、統合堰の総事業費と二つの被災堰の原位置における復旧費の合計額との差額は関連事業費として決定されます。その後において旧頭首工が増破した場合、二

つの頭首工の原位置における復旧費を積算すれば前よりも増大するかもしれないが、この場合はその後の増破は再積算しないことになっています。

別記

1の関連事業の計画概要の記載様式等については、次の各号によるものとする。

1 関連事業計画概要の記載様式

「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める農林省告示」（昭和43年10月1日農林省告示第1487号。以下「告示」という。）を準用して、次のように定める。

- (1) 災害復旧（災害関連）事業計画概要書
（災害復旧（災害関連）事業補助計画概要書）

番 号
年 月 日

地方農政局長

〔 北海道にあつては農村振興局長
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕 殿

県（都道府）知事

年 月 日発生した災害により被害を受けたので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）に災害関連事業の計画概要を記載して別紙のとおり提出する。

- (2) 前(1)別紙に係る作成要領

別紙は告示に定める第1表から第4表まで、及び添付図面とし、第1表は告示の様式をそのまま用い、第2表から第4表まで、及び添付図面については、復旧事業分と復旧事業と関連事業とを併わせた全体のもの（告示様式準用）を作成するものとする。

- 2 復旧事業と関連事業を併わせた計画概要書等の作成については、取扱要綱第7から第13までの規定を準用するものとする。

3 関連事業費の提出

前2号により算出された事業費…………… A
復旧事業費…………… B
関連事業費…………… A - B

別紙様式第1

災害関連箇所別調書

都道府県名

番号		所在地			事業主体	調査額			(B) / (A)	A・B の 区分	採択理由	備考
地区	箇所	郡市	町村	字		(A)災害費	(B)関連費	計				
						千円	千円	千円	%			

- 注1 農地農業用施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が200万円以上で、かつ、災害復旧工事費の100%以内のものをA項関連、その他のものをB項関連と区分の上記入する。
- 2 うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号）第6の規定に準ずる）については〔〕内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。
- 3 採択理由欄は、採択基準第何項何号と簡単に記入する。
- 4 保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。
- 5 保留扱いとなった箇所及びB項関連箇所については、災害関連事業箇所別概要書のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。

別紙様式第1

災害関連箇所別調書

都道府県名

番 号		所 在 地			事業 主体	申 請					調 査					(ロ) / (イ)	A・B の区分	採択 理由	備 考	
地区	箇所	郡市	町村	字		関連費					(イ) 災害費	関連費								
						工種	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額		工種	数量	金額	うち 未成 (転属)					(ロ) 差引額
							箇所 m	千円	千円	千円	千円		箇所 m	千円	千円	千円	%			
A項計																				
B項計																				
合 計																				

- 注1 農地農業用施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が200万円以上で、かつ、災害復旧工事費の100%以内のものをA項関連、その他のものをB項関連と区分の上記入する。
- 2 うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号）第6の規定に準ずる）については〔 〕内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。
- 3 採択理由欄は、採択基準第何項何号と簡単に記入する。
- 4 保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。
- 5 保留扱いとなった箇所及びB項関連箇所については、災害関連事業箇所別概要書のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。
- 6 調査の金額欄、うち未成(転属)欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

災害関連事業箇所別概要書

都道府県名	鹿児島	番号	地区	箇所	災害名及び被災年月日	台風11号 元年 7月27~28日	工種	ため池	所在地	川内市宮里町															
査定額			原 施 設				受益面積	受益戸数	調査官																
災害関連計	設置年月日	その事業名	構 造	形 状	寸 法	設置の機能	ha	戸	氏名	印															
千円 142,161 (175,319)	千円 36,120 (34,294)	千円 178,281 (209,613)	嘉永3年 (138年前)	受益者施工	土 堰 堤	均 一 式	堤長 106 m 堤高 14.4m	取水施設斜樋1ヶ所 $\ell = 20.0\text{m}$ 底樋1ヶ所0.30×0.30 $\ell = 55\text{m}$	30	93	立会官 氏名 印														
被災程度						見取図																			
平成元年 7月27~28日発生の台風11号（日雨量 276mm，時間最大雨量42.5mm）により、異常出水となり、これが連続したため、浸潤線が上昇して堤体の真法面に貫孔作用が発生し、堤体が過飽和状態となり不安定となっている。																									
復旧工法																									
<p>本災害事業部 ①堤体を前刃金工法により復旧する。 ②右岸地山部を前刃金工法により復旧する。 ③底樋を堤体開削して復旧する。</p> <p>関連事業部 ①堤体を嵩上げ（H=0.8m）する。 ②斜樋及び土砂吐をスライドゲートに改良復旧する。 ③余水吐は能力不足（11.5m³/s）のため、洪水量 29.84m³/s（100×1.2年）を流下可能断面（巾13.8m コンクリート構造）にする。</p>																									
関連事業採択条件及び関連費算出方法																									
<p>1. 採択条件 採択基準 堤体 15 (2) ア (ア), 底樋 15 (2) ア (エ), 余水吐 1 (3)</p> <p>理 由 今回の被災原因が余水吐の断面狭小によるもので、災害復旧事業のみでは、貯水機能の回復は図られても回復後の異常出水に対する安全が期せられない。</p> <p>2. 関連費の算出方法</p> <p>①余水吐及び堤体嵩上げは関連とする。 ②斜樋及び土砂吐ゲートの改良復旧費と災害復旧の差額。 ③吐口水路は関連とする。</p>						<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原形および原形復旧</th> <th>改良復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大排水量</td> <td>11.5m³/s</td> <td>29.84m³/s</td> </tr> <tr> <td>基準雨量</td> <td></td> <td>129.6 m³/hr</td> </tr> <tr> <td>確 率</td> <td></td> <td>1/100×1.2年</td> </tr> <tr> <td>平均勾配</td> <td>表法1:1.3, 裏法1:2.0</td> <td>表法1:2.5, 裏法1:1.8</td> </tr> </tbody> </table>						原形および原形復旧	改良復旧	最大排水量	11.5m ³ /s	29.84m ³ /s	基準雨量		129.6 m ³ /hr	確 率		1/100×1.2年	平均勾配	表法1:1.3, 裏法1:2.0	表法1:2.5, 裏法1:1.8
	原形および原形復旧	改良復旧																							
最大排水量	11.5m ³ /s	29.84m ³ /s																							
基準雨量		129.6 m ³ /hr																							
確 率		1/100×1.2年																							
平均勾配	表法1:1.3, 裏法1:2.0	表法1:2.5, 裏法1:1.8																							

災害関連事業箇所別概要書記入要領

1 原施設欄

- (1) 設置年月日 設置年月日が古いもので不明の場合は不明、あるいはおおむね経過年数の推定できる場合はその年数を記入する。なお設置後補修工事（災害復旧を含む。）等を行った場合は、そのもっとも新しいしゅん工年月日を（ ）内に記入する。
 - (2) その事業名 県営土地改良、土地改良融資、災害復旧等記入する。
 - (3) 構造 鉄筋コンクリート造、コンクリート、石積、石張、木造等を記入する。
 - (4) 形状 一般に呼称されている形式について記入する。
 - (5) 寸法 主要部分の寸法を記入する。
 - (6) 施設の機能 利用上の機能、すなわち通水量、取水量、排水量、貯水量及びその他の効用等について記入する。
- 2 被災程度 施設の被災の状況を分けて、その延長（m）、面積（㎡）等をそれぞれ記入する。
 - 3 復旧工法 工法選定上考慮した要件を記入し、その延長面積等を併記する。
 - 4 関連事業採択条件 採択基準条項をまず記入し、その理由については、被災歴（過去10ヵ年）、その復旧費合計額（当該年に換算）、復旧工法のみでは再度災害防止不適切な理由及び合併施行により得られる効果等記入する。
 - 5 関連事業費の算出方法、区間関連の場合は、それぞれの数量、純工事費を記入する。なお、合併施行により新たに必要を生じたものについては、その工種、数量及び純工事費を記入する。
 - 6 見取略図 縮尺は任意としてフリーハンドでよい。
 - (1) 平面図の記号は延長の場合現況を（L）、被災を（ \emptyset ）、復旧を（ \emptyset' ）、新設の場合は（L'）として数量を記入する。なお被災程度欄等の記入の主なるものは図上でも判明できるように記入する。
 - (2) 断面図は2-1原形、2-2復旧、2-3新設（改良）として各工種の標準断面に寸法等を記入する。

(参考)

水路(排)

災害関連事業個所別概要書

(金額単位:千円)

都道府県名		〇〇		番号		地区		個所		災害名及び被災年月日		24号台風 44年9月20日		工種		水路(排)		所在地		〇〇市〇〇町〇〇																	
査定額			原 施 設																																		
災害	関連	計	設置年月日	その事業名	構造	形状	寸 法		施設の機能	受益面積	受益戸数	調査官氏名 [㊟]																									
7,000	3,000	10,000	昭10.3.31	市単事業	張芝又は土羽	開水路	高さ1.00~1.50法勾配1:0.4 上巾1.80~2.70平均勾配 底巾1.00~1.50 1:100		別表参照	ha 25	戸 40	立会官氏名 [㊟]																									
被災程度																																					
<p>本水路の原形は(1)No.0~No.5 $\ell=250$mの平均断面は底巾=1.50m 上巾=2.70m、高さ1.50m、平均勾配=1/100、(2)No.5~No.8+30 $\ell=180$mの平均断面は底巾=1.00m、上巾=1.80m、高さ=1.00m、平均勾配=1/100の排水路であるも、その法面は、硬質粘土又は、芝、柳、笹等の植生があり安定していた。これが9月20日発生の豪雨(台風第24号)により左岸210m、右岸300mが欠壊、流失し、背後農地が流失、欠壊するとともに、排水能力を失した。</p> <p>また、右岸の未施工区間$\ell=80$mを除く左岸220m、右岸50mにおいても、今回の出水により河床の沈下、法尻の部分的流失、小亀裂(小沈下)等の発生でぜい弱化した。</p>																																					
復旧工事																																					
<p>欠壊、流出部分の左岸210m、右岸300mについては、災害復旧事業として、被災後の状況、原施設の規模等を検討のうえ、No.5~No.8+30区間は、三面コンクリート水路で復旧する。また今回ぜい弱化した左岸220m、右岸50mについては、関連事業として災害復旧と同じ工法をもって改築、補修するものである。</p>																																					
関連事業採択条件及び関連費算出方法																																					
<p>1. 採択条件 採択基準4-(6) 理由 災害復旧工事に接続した未被災個所は、今回の出水により著しくぜい弱化し、極めて不安定な状態となっているので、これを改築補強して復旧箇所を含む排水路全体の再度災害を防止する必要がある。</p> <p>2. 関連事業の算出方法 未被災箇所を含む水路延長430mの全体改良復旧費と災害復旧費との差額</p>																																					
見取略図																																					
										<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原形及び原形復旧</th> <th>改良復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大排水量</td> <td>3.2m³/sec</td> <td>3.2m³/sec</td> </tr> <tr> <td>基準雨量</td> <td>150mm/day</td> <td>150mm/day</td> </tr> <tr> <td>確率</td> <td>1/20</td> <td>1/20</td> </tr> <tr> <td>平均勾配</td> <td>1:100</td> <td>1:100</td> </tr> </tbody> </table>														原形及び原形復旧	改良復旧	最大排水量	3.2m ³ /sec	3.2m ³ /sec	基準雨量	150mm/day	150mm/day	確率	1/20	1/20	平均勾配	1:100	1:100
	原形及び原形復旧	改良復旧																																			
最大排水量	3.2m ³ /sec	3.2m ³ /sec																																			
基準雨量	150mm/day	150mm/day																																			
確率	1/20	1/20																																			
平均勾配	1:100	1:100																																			

